

福島県産農産物等流通実態調査結果に基づく指導、助言等について

福島復興再生特別措置法（第78条の2）では、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査を行い、当該調査に基づき、当該商品の販売等を行う者に対し、指導、助言、その他の必要な措置を講ずるものとしています。

令和2年3月31日に農林水産省より公表された令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、本日、復興庁・農林水産省・経済産業省の連名で、卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導、助言等に関する通知を発出しました。通知の概要は下記のとおりです。

1. 卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導等

- ・流通段階ごとの認識の齟齬を解消するため、様々な機会を捉えて納入先に福島県産品の取扱意向を確認すること。その際、話題になりやすいよう、産地等から提供される福島県産品に関する新しい情報や特徴的な商品を紹介すること。
- ・引き続き、福島県産農産物等であることのみをもって取り扱わなかったり、買いたたいたりすることのないようにするとともに、福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。

2. 生産者への助言（今後の取組の参考）

- ・流通段階ごとの認識の齟齬を解消するためには、様々な機会を捉えて納入先に福島県産品の取扱意向を確認することが重要であり、産地等から福島県産品の新しい情報や特徴的な商品を提供したりすることによって事業者間で話題にしてもらいやすくすることが有効。
- ・福島県産水産物の量販店への流通を増やすためには漁獲量の増加と安定を図ることが必要であるため、市場関係者に対しては「常磐もの」の品質の高さを伝えつつ、今後の操業について情報共有を図ることが重要。
- ・贈答用の桃については、普段使いで福島県産桃の購入経験がある人の方がいない人よりも贈答意欲が高いため、購買経験がない人に通常の購買経験をしてもらうことが重要。

＜参考＞福島県産農産物等流通実態調査概要（令和元年3月31日公表）

1. 調査内容

- (1) 重点6品目（米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ヒラメ）の出荷量と価格の推移、流通段階ごとの価格形成事例
- (2) 福島県産品に対する納入業者と納入先の認識の齟齬
- (3) 海外における評価、流通実態
- (4) 水産物の販売不振の実態

2. 調査結果

令和元年度調査で次のような実態が明らかになりました。

- (1) 重点6品目（米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ヒラメ）について、
(ア) 出荷量は依然として震災前の水準まで回復していない。
(イ) 全国平均との価格差は徐々に縮小しているが依然全国平均を下回る品目が多い。
- (2) 仲卸業者等の「納入業者」が、小売業者の福島県産品の取扱姿勢を実態よりも低く評価している姿勢はやや改善。
- (3) 海外輸出について、福島県産桃の最大の輸出国であるタイの小売店や消費者の多くは福島県産桃を好意的に評価している。
- (4) 福島県産水産物について、市場関係者は漁獲量増を期待する一方、漁業者は増やした時の価格下落を懸念しており、お互いの認識に差。

詳細については、以下をご覧ください。（農林水産省 HP）

「平成30年度福島県産農産物等流通実態調査結果」報告書概要

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/attach/pdf/R1kekka-23.pdf>

添付資料

卸売業者・仲卸業者・小売業者等団体宛通知（PDF）

生産者団体宛通知（PDF）

通知文内に記載のある別添は、令和元年3月31日に農林水産省より公表された「令和元年度福島県産農産物等流通実態調査結果」報告書概要

（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/attach/pdf/R1kekka-23.pdf>）

【問い合わせ先】

復興庁原子力災害復興班：坂、篠田

電話 03-6328-0248

FAX 03-6328-0295